

高浜発電所保安規定審査資料	R0
提出年月日	2021年 5月18日

高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

審査資料

関西電力株式会社

添付資料

1 : 組織改正他に伴う保安規定の改正について

補足説明資料

1 : 高浜発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更内容の説明

2 : 高浜発電所原子炉施設保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容



組織改正他に伴う保安規定の改正について

添付資料 1

関西電力株式会社

1. 組織改正の概要・目的

1. 組織改正の概要・目的（1／3）

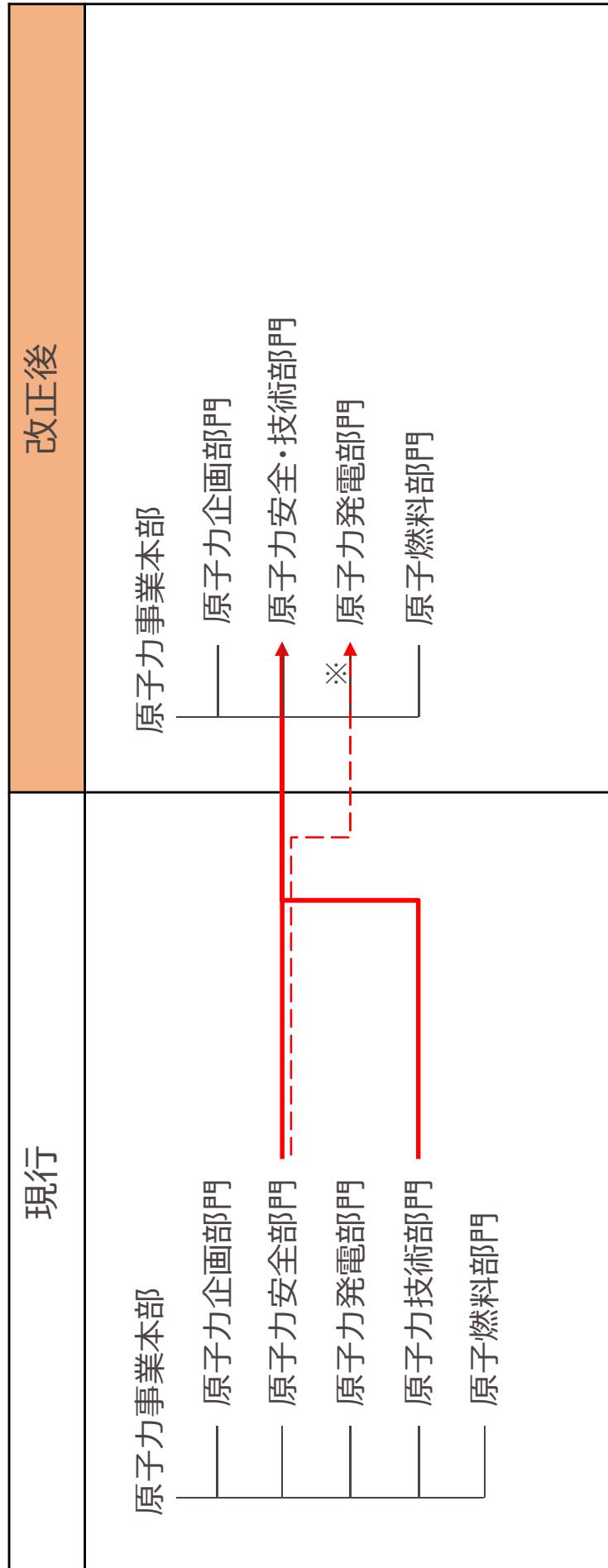
2

① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

原子力安全部門と原子力技術部門を統合し、原子力安全・技術部門とする。

（組織改正の目的）

技術部門の主たる業務である設備の設計計画や建設技術等の技術統括に関わる業務は安全部門が実施する安全評価、安全解析と密接に関連していることから、安全と技術の運動性を高め、更なる安全性の強化を図る。



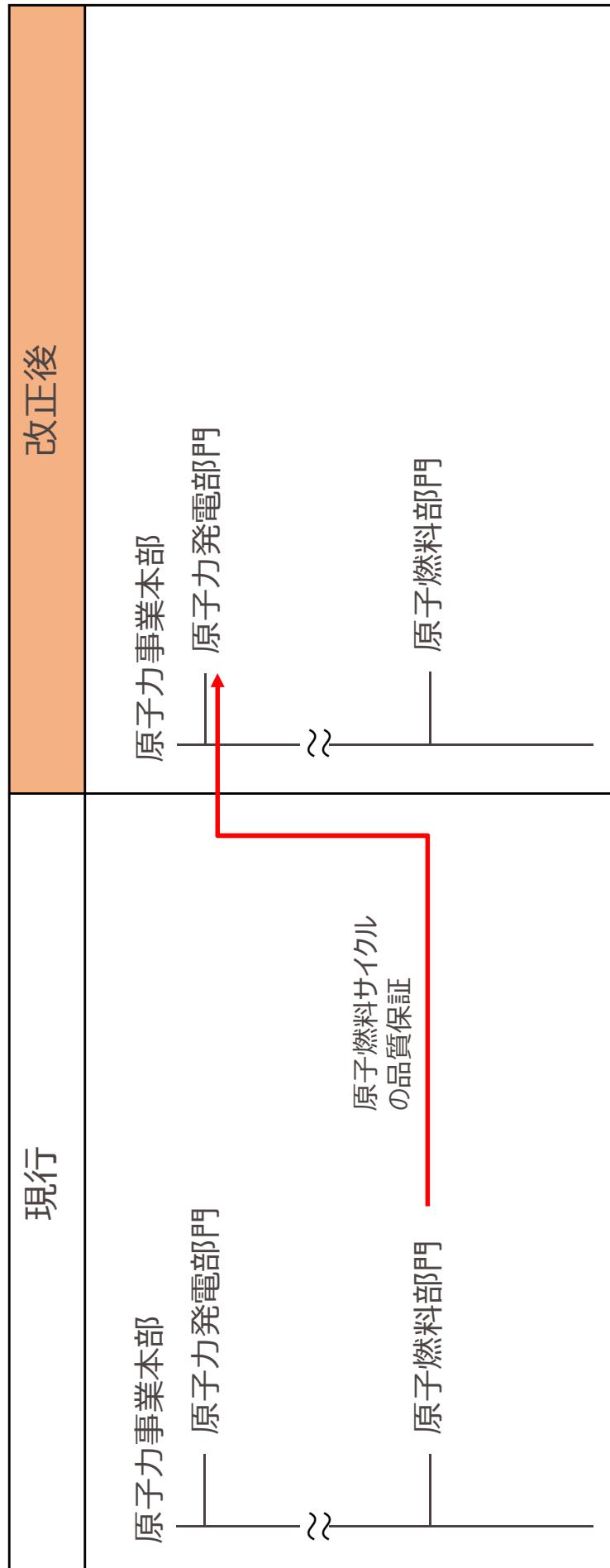
1. 組織改正の概要・目的（2／3）

3

- ② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の原子力発電部門への移管
原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務について原子力発電部門へ
移管する。

（組織改正の目的）

原子燃料サイクルに関する品質保証機能と原子力発電に関する品質保証機能を統合し、これまで別々の組織で実施していた是正処置プログラム（CAP）等の業務を一本化することにより、それぞれの要員のスキル向上や業務の幅を広げ、品質保証活動全体としてより実効的な体制とする。



1. 組織改正の概要・目的（3／3）

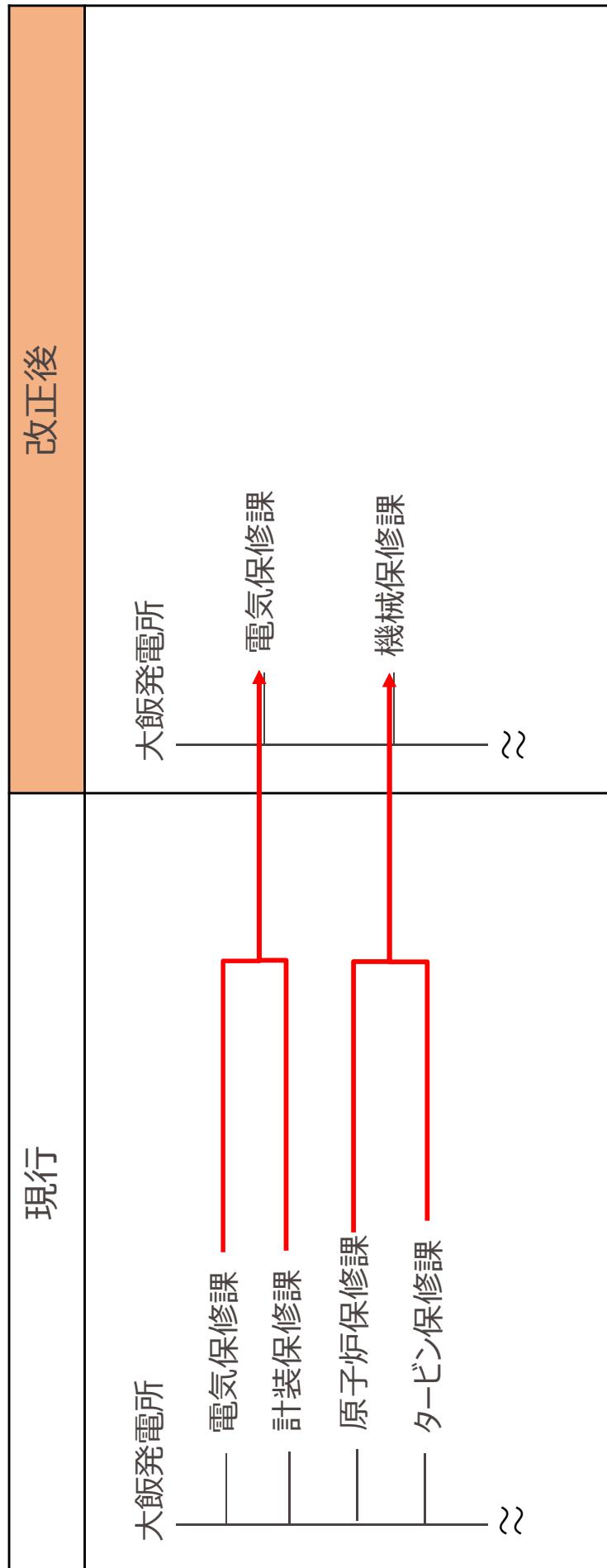
4

③ 大飯発電所の保修課の統合

大飯発電所の「電気保修課」と「計装保修課」、「原子炉保修課」と「機械保修課」を統合し、それぞれ「電気保修課」「機械保修課」とする。

（組織改正の目的）

大飯発電所は3・4号が再稼動し、1・2号が廃止措置体制となっていることから、その状態に合わせた最適な組織体制の構築のため、保修課を統合し、それぞれの要員のスキル向上や業務の幅を広げることで、更なる安全性の向上を図る。



2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容

2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（1／6）

□ 6

① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

- ・原子力安全部門は、原子炉施設保安規定や原子炉設置許可申請、原子炉設備の安全技術評価、原子力防災対策等を実施する組織
→ 現行の保安規定では、原子力安全部門統括の職務として下記のとおり記載
a 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する。
(その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む)。

- ・原子力技術部門（原子力技術）は、原子炉施設のシステム設計・建設、保全に係る技術統括、運用高度化等を実施する組織
→ 現行の保安規定では、原子力技術部門統括（原子力技術）の職務として下記の通り記載

- b 原子力技術部門統括（原子力技術）は、原子力発電施設の設計・保全に関する技術的業務を統括する。**
(火山影響等発生時およびその他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む)。

- ・両部門を統合し、原子力安全・技術部門を新設することにより安全と技術の運動性を高め、更なる安全性の強化を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、原子力安全部門と原子力技術部門が統合されることを、保安規定に反映する。具体的には、原子力技術部門統括（原子力技術）の職務であつた上記下線部分の記載を削除し、原子力安全部門統括を原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）に変更した上で、上記下線部分の記載にbの記載を追記する。（詳細は次ページ参照）また、各条文の主語について、「原子力安全部門統括」および「原子力技術部門統括（原子力安全・技術）」を「原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）」に変更し、「原子力技術部門統括（土木建築）」を「原子力安全・技術部門統括（土木建築）」に変更する。

2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（2／6）

7

① 原子力安全部門と原子力技術部門の統合

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定（第5条）	<p>(6) 原子力安全部門統括は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全管理に関する業務を統括する（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>（中略）</p> <p>(8) 原子力技術部門統括（原子力技術）（は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時およびその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(9) 原子力技術部門統括（土木建築）（は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p>	<p>(6) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）（は、原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全管理に関する業務ならびに原子力発電施設の設計・保全（原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（火山影響等発生時等、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>(7) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）（は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p>
主な業務内容	<p>原子力安全部門</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全管理評価にに関する業務（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時の体制の整備に関する業務を含む） <p>原子力技術部門（原子力技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務（火山影響等発生時およびその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む） 	<p>原子力安全・技術部門（原子力安全・技術）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全管理評価にに関する業務（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時および大規模損壊発生時等、その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む） <p>原子力技術部門（土木建築）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）

2. 組織記改正に伴う保安規定の変更内容（3／6）

□ 8

② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の原子力発電部門への移管

- ・原子力発電部門は、原子力発電計画や運用、原子力発電に関する品質保証活動、中長期設備/備蓄計画および工事統括、放射線管理、高経年対策等を行う組織
→ 現行の保安規定では、原子力発電部門統括の職務として下記の通り記載
- a 原子力発電の品質保証活動および原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。**

- ・原子燃料部門は、原子燃料サイクルに関する実施計画や品質保証活動、使用済燃料の搬出や再処理、原子燃料の安全評価や輸送計画等を行う組織
→ 現行の保安規定では、原子燃料部門統括の職務として下記のとおり記載
- a 原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業務を統括する。**

- ・原子燃料部門の原子力燃料サイクルの品質保証活動を原子力発電部門に移管し、管理の一元化を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、原子燃料部門から原子力発電部門へ業務が移管されることを、保安規定に適切に反映する。具体的には、原子燃料部門統括の職務であった上記下線部分を削除し、代わりに原子力発電部門統括の職務に追加するために上記下線部分を「原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動」に変更をする。（詳細は次ページ参照）

2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（4／6）

9

② 原子燃料部門の原子燃料サイクルに関する品質保証業務の品質保証業務（4／6）

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定（第5条）	<p>(7) 原子力発電部門統括は、原子力発電の品質保証活動および 原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管 理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経 年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(中略)</p> <p>(10) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイク ル室長所管業務を除く。）およびその品質保証活動に関する業 務を統括する。</p>	<p>(8) 原子力発電部門統括は、原子力発電および原子燃料サイク ルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、 放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する 業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>(9) 原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイク ル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p>
主な業務内容	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> •原子力発電の品質保証活動 •原子燃料サイクルの品質保証活動 	<p>原子力発電部門</p> <ul style="list-style-type: none"> •原子力発電の品質保証活動 •原子燃料サイクルの品質保証活動 •原子力発電所の運転保守 •放射線管理、放射性廃棄物管理 •原子力発電施設の設計・保全 •高経年対策に関する技術的業務

2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（5／6）

③ 大飯発電所の保修課の統合

- 電気保修課は発電所の電気設備、計装保修課(は計装設備、原子炉保修課(は機械設備(タービン設備以外)、タービン保修課(は機械設備(タービン設備)に係る保守を行つ組織
→ 現行の保安規定では、各保修課課長の職務として下記のとおり記載。

電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理に関する業務を行う。

b 計装保修課長は、原子炉施設の計装設備(タービン設備を除く。)に係る保守、修理に関する業務を行う。

c 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備(d) (タービン設備)に係る保守、修理に関する業務を行う。
d タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備(タービン設備)に係る保守、修理に関する業務を行う。
e

- 電気保修課と計装保修課、原子炉保修課とタービン保修課を統合することにより柔軟かつ効率的な業務運営が出来る体制の構築を図るが、全体として実施する業務に変更はない。

これに伴い、大飯発電所の保修課が統合されることを、保安規定に適切に反映する。
具体的には、上記下線部bの記載を削除し、上記下線部dを「電気設備」→「電気設備
および計装設備」に変更する。また、上記下線部dおよび上記下線部eの記載を削除し、
上記下線部cの記載を「原子炉」→「機械」へ変更する。（詳細は次ページ参照）
また、各条文の主語について「計装保修課長」→「電気保修課長」、「タービン保修課長」
「原子炉保修課長」→「機械保修課長」への変更をおこなう。

- なお、大飯3号機(は現在、定期事業者検査中であるため、保安規定認可日またはすでに提出済の「定期事業者検査要領書」や「使用前事業者検査要領書」に基づいて実施する検査が終了する日のいづれか遅い日より起算し、30日を超えない範囲で組織改正を行う。

2. 組織改正に伴う保安規定の変更内容（6／6）

11

③ 大飯発電所の保修課の統合

	現行	改正後（保安規定施行後）
保安規定 （第5条）	<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p> <p>(17) <u>計装保修課長は、原子炉施設の計装設備に係る保守、修理（電気工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</u></p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の機械設備 <u>（タービン設備を除く。）</u>に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p> <p>(19) <u>タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備 <u>（タービン設備）</u>に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</u></p>	<p>(16) 電気保修課長は、原子炉施設の電気設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p> <p>(17) 機械保修課長は、原子炉施設の機械設備に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p> <p>(18) 原子炉保修課長は、原子炉施設の電気設備 <u>（タービン設備を除く。）</u>に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p> <p>(19) タービン保修課長は、原子炉施設の機械設備 <u>（タービン設備）</u>に係る保守、修理（機械工事グループ課長所管業務を除く。）に関する業務を行つ。</p>

3. コンプライアンス意識の向上のための
活動に係る会議名称変更の概要および
保安規定の変更内容

3. コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名称変更の概要および保安規定の変更内容

- 当社経営理念等が新たに策定されたことに伴い、同理念等で「CSR」という言葉が使用されないこととなりました。

○これに合わせ、第2条の2※に定める「原子力部門CSR推進委員会」の名称も、コンプライアンス意識の向上ための活動を実施するという同条の趣旨に沿い、「コンプライアンス」に統一するもの。

※美浜発電所の第138条、大飯発電所の第143条も同様

現行	改正後
<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること(以下、本条において「コンプライアンス」という。)を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、<u>原子力部門CSR推進委員会</u>を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行つ。また、第4条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>(関係法令および本規定の遵守)</p> <p>第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施するにあたり、関係法令および本規定を遵守すること(以下、本条において「コンプライアンス」という。)を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。</p> <p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、<u>原子力部門コンプライアンス推進委員会</u>を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行つ。また、第4条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>

4. 保安規定第34条（計測および制御装置）
等の確認事項欄記載適正化の概要および
保安規定の変更内容

4. 保安規定第34条（計測および制御装置）等の確認事項記載適正化の概要および 保安規定の変更内容

15

○記載適正化の概要

- 当社各発電所の保安規定第34条（計測および制御装置）等の記載について、「確認事項」欄（サーベイランス）の記載を適正化する。

・変更前（例）

「加圧器圧力～中性子束（中性子源領域）」の各「機能」に対して、2項目の「確認事項」（サーベイランス）が該当するが、当該項目の区分が実線で記載されているため、どの「機能」に対応する「確認事項」なのか、分かれにくく記載となつている。

・変更後（例）

「加圧器圧力～中性子束（中性子源領域）」の各「機能」が該当するごとに確認事項を点線で記載する。

変更前（例）

表3.4-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	条件		機能を満足できない場合の措置※22 (中略)	完了時間	項目	頻度	担当者	定期事業者 検査時 計装保修 課長
		条件Aの措置を完了時間内に達成できない場合	条件Bの措置を完了時間内に達成する。						
加圧器圧力	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	当直課長	
加圧器水位 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	当直課長	
中性子束（中性子源領域）	モード2、(P-6イ ンターロック未満)、3 および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	示直により確認する。	

表3.4-7 中央制御室外原子炉停止装置

機能	適用モード	条件		機能を満足できない場合の措置※22 (中略)	完了時間	項目	頻度	担当者	定期事業者 検査時 計装保修 課長
		条件Aの措置を完了時間内に達成する。	条件Bの措置を完了時間内に達成する。						
加圧器圧力	モード1、2および3	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード4にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	当直課長	
加圧器水位 主蒸気圧力	モード1、2、3および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	示直により確認する。	
中性子束（中性子源領域）	モード2、(P-6イ ンターロック未満)、3 および4	A. 1つの機能が動作不能である場合 B. 条件Aの措置を完了時間内に達成する。	A.1 当直課長は、当該機能を動作可能な状態にする。 B.1 当直課長は、モード3にする。 B.2 当直課長は、モード5にする。	30日	機能の確認を行う。	定期事業者 検査時 計装保修 課長	1ヶ月に 1回	示直により確認する。	

5. 補足説明

5. 補足説明（1／2）

既認可保安規定における原子力安全部門、原子力技術部門の具体的な業務内容

○既認可保安規定における原子力安全部門、原子力技術部門の具体的な業務内容（赤下線部）およびその他自然災害発生時等における業務内容（青下線部）を以下に示す。

各部門の具体的業務（主なもの）	
	既認可保安規定第5条
原子力 安全部門	<p>(6)原子力安全部門統括は、<u>原子力発電所の安全管理および原子力発電施設の安全評価に関する業務を統括する</u></p> <p>（その他自然災害発生時等、重大事故等発生時における体制の整備に関する業務を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉施設保安規定、原子炉設置変更許可申請における許認可対応 ・原子力設備の安全技術評価 ・原子力防災対策、核物質防護対策および原子力設備の安全管理計画等の実施 <p>「その他自然災害発生時等」に係る業務（保安規定第18条の3記載事項）</p> <p>・原子力安全部門統括は、定期的に発電所周辺の航空路を含めた航空機落下確率評価に用いるデータの変更状況を確認し、確認結果に基づき防護措置の要否を判断する。防護措置が必要と判断された場合は、関係箇所へ防護措置の検討依頼を行う。また、関係箇所の対応が完了したことを確認する。</p>
原子力 技術部門 (原子力 技術)	<p>(8)原子力技術部門統括（原子力技術）（は、原子力発電施設の設計・保全（原子力技術部門統括（土木建築）および原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する</p> <p>（火山影響等発生時およびその他の自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力施設のシステム設計、改良の実施および原子力設備の設計、建設の統括 ・原子力設備の研究開発の統括 ・原子力訴訟対応 ・原子力設備の中長期開発計画、後継機にかかる調査・基本計画等の策定 <p>「その他自然災害発生時等」に係る業務（保安規定第18条の3、添付2記載事項）</p> <p>・原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害（地震、津波、竜巻）による新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>・原子力技術部門統括（原子力技術）は、その他自然災害のうち地震に関して、新たなる波及的影響の観点の抽出を実施する。</p> <p>・原子力技術部門統括（原子力技術）（は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p>
原子力 技術部門 (土木建筑)	<p>(9)原子力技術部門統括（土木建築）（は、原子力発電施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する</p> <p>（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木設備、建築物の新增設、改良および修繕対応 ・土木設備、建築物の耐震評価の実施 ・土木設備、建築物の保全に関する調査、研究等 <p>「その他自然災害発生時等」に係る業務（保安規定第18条の3、添付2記載事項）</p> <p>・原子力技術部門統括（土木建築）は、その他自然災害（地震、津波、竜巻）による新たな知見等の収集、反映等を実施する。</p> <p>・原子力技術部門統括（土木建築）（は、地震観測および影響確認に関する活動を実施する。</p>

5. 準足説明（2／2） 組織改正前後の要員について

○今回の組織改正に伴い、部門間の要員異動はあるが、要員数の減少はない。

【原子力事業本部】

現行（2021.2末）		改正後
原子力安全部門	50名	原子力安全・技術部門 約150名
原子力技術部門	111名	※1：約10名 ※2：2～3程度
原子燃料部門	34名	原子燃料部門 約30名

※1：核物質防護業務が原子力発電部門へ移管することに伴う、要員異動

※2：原子燃料サイクルの品質保証業務が原子力発電部門へ移管することに伴う、要員異動

【大飯発電所】

現行（2021.2末）		改正後
電気保修課： 19名		電気保修課：約40名
計装保修課： 19名		
原子炉保修課： 32名		機械保修課：約60名
タービン保修課： 28名		

高浜発電所原子炉施設保安規定

保安規定審査基準の要求事項に対する
保安規定変更内容の説明

(本資料において、ご説明する事項)

原子炉施設保安規定の変更認可申請においては、変更内容に関する下記の2点についてご確認いただく必要がある。

- ① 実用炉規則第92条第1項各号及び「実用発電用原子炉及びその附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」(以下「保安規定審査基準」という。)に定める基準に適合するものであること。
- ② 原子炉等規制法第43条の3の24第2項に定める「核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上十分でないと認めるとき」に該当しないこと。

そのため、本資料の説明の構成は次のとおり。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

実用炉規則第92条第1項及び保安規定審査基準(以下、「審査基準等」という。)で要求される事項について、既認可の保安規定においてどの条項で対応しているかを整理している。

今回の変更認可申請において、審査基準等に適合する変更内容であることを説明するため、審査基準等が要求する事項に対して直接的に該当する内容を変更するものについては変更有無欄に「有」を記載し、「主要な変更対象の項目」として黄色ハッチングを行う。

また、審査基準等が要求する事項に対して、直接的に該当する内容の変更ではないものの、条文単位で該当するものについては、変更有無欄にどの実用炉規則要求で変更するかを【○○関連にて変更】と明示する。

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

前項において抽出された「審査基準等－保安規定条文の変更」について、詳細な対比を行い、審査基準等に適合する変更内容であること、又は審査基準等が要求する事項に影響のない変更内容であることを「保安規定の記載の考え方」欄でご説明する。

また、保安規定の変更内容に対応する社内標準(2次文書等)の変更概要を記載する。

1. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定変更条項の整理

下表において、変更対象となる保安規定条文に該当する保安規定審査基準を示す。

: 主要な変更対象の項目

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関することについては、保安規定に基づき、要領書、手順書その他保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるとともに、これを遵守することが求められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 1 号 関連】	—
	2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—
	3. 有	第2条の2	関係法令および本規定の遵守	—	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 【品質マネジメントシステム】	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）については、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規発第1912257号ー2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるように定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	4. 手順書等の保安規定上の位置付けに関することについては、要領書、手順書その他保安に関する文書について、これらを遵守するために、重要度等に応じて、保安規定及びその2次文書、3次文書等といったQMSに係る文書の階層的な体系における位置付けが明確にされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織】	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第4条	保安に関する組織	有	—
	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	第5条	保安に関する職務	有	—
		第4条	保安に関する組織	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 関連】	—
		第5条	保安に関する職務	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 関連】	—
実用炉規則第 92 条第 1 項第 4 号、5号、6号 【発電用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	1. 発電用原子炉の運転に関し、保安の監督を行う発電用原子炉主任技術者の選任について定められていること。	第9条	原子炉主任技術者の選任	—	—
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするため、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に従事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うことと含む。）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—
		第5条	保安に関する職務	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 3 号 関連】	—
		第6条	原子力発電安全委員会	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 亦関連】	—
		第8条	原子力発電安全運営委員会	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
3. 特に、発電用原子炉主任技術者が保安の監督に支障を来すことがないよう、上位者等との関係において独立性が確保されていること。なお、必ずしも工場又は事業所の保安組織から発電用原子炉主任技術者が独立していることが求められるものではない。	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	—	—	
		第 10 条 原子炉主任技術者の職務等	—	—	
	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	第 9 条 原子炉主任技術者の選任	—	—	
	第 3 条 品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 2 号 関連】	—	—	
	第 8 条 原子力発電安全運営委員会	—	—	—	
	第 9 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任	—	—	—	
	第 10 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	—	—	
	第 8 条 原子力発電安全運営委員会	—	—	—	
	第 10 条 原子炉主任技術者の職務等	—	—	—	
	第 10 条の 2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等	—	—	—	
5. 発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者及びボイラーサー・タービン主任技術者が相互の職務について情報を共有し、意思疎通を図ることが定められていること。	第 8 条 原子力発電安全運営委員会	第 8 条 原子力発電安全運営委員会	—	—	
		第 10 条 原子炉主任技術者の職務等	—	—	
	第 10 条の 2 電気主任技術者およびボイラーサー・タービン主任技術者の職務等	—	—	—	
		—	—	—	
	第 131 条 所員への保安教育	所員への保安教育	—	—	
		請負会社従業員への保安教育	—	—	
	第 131 条 所員への保安教育	所員への保安教育	—	—	
		請負会社従業員への保安教育	—	—	
	第 131 条 所員への保安教育	所員への保安教育	—	—	
		請負会社従業員への保安教育	—	—	
	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—	—	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 7 号 【保安教育】	1. 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者（役務を供給する事業者に属する者を含む。以下「従業員」という。）について、保安教育実施方針が定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—	—	
	2. 従業員について、保安教育実施方針に基づき、保安教育実施計画を定め、計画的に保安教育を実施することが定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—	—	
	3. 従業員について、保安教育実施方針に基づいた保安教育実施状況を確認することが定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—	—	
	4. 燃料取替に関する業務の補助及び放射性廃棄物取扱設備に関する業務の補助を行う従業員については、当該業務に係る保安教育を実施することが定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—	—	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 131 条 所員への保安教育	—	—	
	5. 保安教育の内容について、関係法令及び保安規定への抵触を起さないことを徹底する観点から、具体的な保安教育の内容、その見直しの頻度等について明確に定められていること。	第 132 条 請負会社従業員への保安教育	—	—	
	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条 運転員等の確保	—	—	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 15 条 運転管理に関する社内標準の作成	—	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 16 条 引継	—	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 イからハまで 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があった場合の措置等】	1. 発電用原子炉の運転に必要な運転員の確保について定められていること。	第 13 条 運転員等の確保	—	—	
	2. 発電用原子炉施設の運転管理に係る組織内規程類を作成することが定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 15 条 運転管理に関する社内標準の作成	—	—	
	3. 運転員の引継時に実施すべき事項について定められていること。	第 16 条 引継	—	—	

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無	備考
4. 発電用原子炉の起動その他の発電用原子炉の運転に当たって確認すべき事項について定められていること。 5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	第13条の2	運転管理業務	—	—
	第17条	原子炉起動前の確認事項	—	—
	第18条	火災発生時の体制の整備	—	—
	第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	—
	第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	—
	第18条の4	資機材等の整備	—	—
	第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
	添付2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
6. 原子炉冷却材の水質の管理について定められていること。 7. 発電用原子炉施設の重要な機能に関して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備（特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。）等について、運転状態に対応した運転上の制限（Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。）、LCOを逸脱していないことの確認（以下「サーベイランス」という。）の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置（以下単に「要求される措置」という。）並びに要求される措置の完了時間（Allowed Outage Time。以下「AOT」という。）が定められていること。 なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するように定められていること。	第19条	水質管理	—	—
	第20条	停止余裕	—	—
	第21条	臨界ボロン濃度	—	—
	第22条	減速材温度係数	—	—
	第23条	制御棒動作機能	—	—
	第24条	制御棒の挿入限界	—	—
	第25条	制御棒位置指示	—	—
	第26条	炉物理検査 —モード1 —	—	—
	第27条	炉物理検査 —モード2 —	—	—
	第28条	化学体積制御系（ほう酸濃縮機能）	—	—
	第29条	原子炉熱出力	—	—
	第30条	熱流束熱水路係数($F_q(Z)$)	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無	備考
第 31 条	核的エンターリピ上昇熱水路係数($F_{\Delta H}$)	—	—	
第 32 条	軸方向中性子束出力偏差	—	—	
第 33 条	1/4 炉心出力偏差	—	—	
第 34 条	計測および制御設備	有※	※野線の記載適正化のみ実施	
第 35 条	DNB 比	—	—	
第 36 条	1 次冷却材の温度・圧力および 1 次冷却材温度変化率	—	—	
第 37 条	1 次冷却系 —モード 3 —	—	—	
第 38 条	1 次冷却系 —モード 4 —	—	—	
第 39 条	1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系満水) —	—	—	
第 40 条	1 次冷却系 —モード 5 (1 次冷却系非満水) —	—	—	
第 41 条	1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ高水位) —	—	—	
第 42 条	1 次冷却系 —モード 6 (キャビティ低水位) —	—	—	
第 43 条	加圧器	—	—	
第 44 条	加圧器安全弁	—	—	
第 45 条	加圧器逃がし弁	—	—	
第 46 条	低温過加圧防護	—	—	
第 47 条	1 次冷却材漏えい率	—	—	
第 48 条	蒸気発生器細管漏えい監視	—	—	
第 49 条	余熱除去系への漏えい監視	—	—	
第 50 条	1 次冷却材中のよう素 131 濃度	—	—	
第 51 条	蓄圧タンク	—	—	
第 52 条	非常用炉心冷却系 —モード 1、2 および 3—	—	—	
第 53 条	非常用炉心冷却系 —モード 4—	—	—	
第 54 条	燃料取替用水タンク	—	—	
第 55 条	ほう酸注入タンク	—	—	
第 56 条	原子炉格納容器	—	—	
第 57 条	原子炉格納容器真空逃がし系	—	—	

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正）		保安規定条文	変更有無	備考
第 58 条	原子炉格納容器スプレイ系	—	—	
第 59 条	アニュラス空気浄化系	—	—	
第 60 条	アニュラス	—	—	
第 61 条	主蒸気安全弁	—	—	
第 62 条	主蒸気隔離弁	—	—	
第 63 条	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁	—	—	
第 64 条	主蒸気逃がし弁	—	—	
第 65 条	補助給水系	—	—	
第 66 条	復水タンク	—	—	
第 67 条	原子炉補機冷却水系	—	—	
第 68 条	原子炉補機冷却海水系	—	—	
第 68 条の 2	津波防護施設	—	—	
第 69 条	制御用空気系	—	—	
第 70 条	中央制御室非常用循環系	—	—	
第 71 条	安全補機室空気浄化系	—	—	
第 72 条	燃料取扱建屋空気浄化系	—	—	
第 73 条	外部電源	—	—	
第 74 条	ディーゼル発電機 — モード 1、2、3 および 4—	—	—	
第 75 条	ディーゼル発電機 — モード 1、2、3 および 4以外—	—	—	
第 76 条	ディーゼル発電機の燃料油、潤滑油および始動用空気	—	—	
第 77 条	非常用直流電源 — モード 1、2、3 および 4—	—	—	
第 78 条	非常用直流電源 — モード 5、6 および照射済燃料移動中 —	—	—	
第 79 条	所内非常用母線 — モード 1、2、3 および 4—	—	—	
第 80 条	所内非常用母線 — モード 5、6 および照射済燃料移動中 —	—	—	
第 81 条	1 次冷却材中のほう素濃度 — モード 6—	—	—	

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文	変更有無	備考
	第 82 条 原子炉キャビティ水位	—	—	
	第 83 条 原子炉格納容器貫通部	—	—	
	第 84 条 使用済燃料ピットの水位および水温	—	—	
	第 85 条 重大事故等対処設備	有※	※野線の記載適正化のみ実施	
	第 85 条の 2 特重施設を構成する設備	有※	※野線の記載適正化のみ実施	
	第 86 条 1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施	—	—	
	第 86 条の 2 安全注入系逆止弁漏えい検査の実施	—	—	
8. サーベイランスの実施方法については、確認する機能が必要となる事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するために十分な方法（事故時等の条件を模擬できない場合等においては、実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む。）が定められていること。また、サーベイランス及び要求される措置を実施する時期の延長に関する考え方、サーベイランスの際の LCO の取扱い等が定められていること。	第 87 条 運転上の制限の確認	—	—	
	第 88 条 運転上の制限を満足しない場合	—	—	
	第 90 条 運転上の制限に関する記録	—	—	
9. LCO を逸脱した場合について、事象発見から LCO に係る判断までの対応目安時間等を組織内規程類に定めること及び要求される措置等の取扱方法が定められていること。	第 13 条の 2 運転管理業務	—	—	
	第 91 条 異常時の基本的な対応	—	—	
	第 92 条 異常時の措置	—	—	
	第 93 条 異常収束後の措置	—	—	
	添付 1 異常時の運転操作基準（第 92 条関連）	—	—	
10. LCO に係る記録の作成について定められていること。	第 89 条 予防保全を目的とした点検・保修を実施する場合	—	—	
	第 12 条 構成および定義	—	—	
	第 19 条の 2 原子炉冷却材圧力バウンダリ隔離弁管理	—	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 二 【発電用原子炉の運転期間】	1. 発電用原子炉の運転期間の範囲内で、発電用原子炉を運転することが定められていること。	第 12 条の 2 原子炉の運転期間	—	—
	2. 取替炉心の安全性評価を行うことが定められていること。なお、取替炉心の安全性評価に用いる期間は、当該取替炉心についての燃料交換の間隔から定まる期間としていること。	第 97 条 燃料の取替等	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無	備考
	3. 実用炉規則第92条第2項第1号に基づき、実用炉規則第92条第1項第8号ニに掲げる発電用原子炉の運転期間を定め、又はこれを変更しようとする場合は、申請書に発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書（発電用原子炉の運転期間を変更しようとする場合は、実用炉規則第82条第4項の見直しの結果を記載した書類を含む。以下単に「説明書」という。）が添付されていること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	4. 発電用原子炉ごとに、説明書に記載された①発電用原子炉を停止して行う必要のある点検及び検査の間隔から定まる期間、②燃料交換の間隔から定まる期間（発電用原子炉起動から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）、うちいずれか短い期間の範囲内で、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、発電用原子炉の運転期間（定期事業者検査が終了した日から次回の定期事業者検査を開始するために発電用原子炉を停止するまでの期間）が記載されていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に当たっては、発電用原子炉を起動してから定期事業者検査が終了するまでの期間も考慮していること。 実用炉規則第82条第4項の見直しの結果の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（原管P発第1306198号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））を参考として記載していること。	—	〔手続きに関する事項であり、保安規定には、記載なし〕	—
	5. 特に、同結果において、発電用原子炉の運転期間の変更に伴う長期施設管理方針の変更の有無及びその理由が明らかとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	6. 発電用原子炉の運転期間を延長する場合には、実用炉規則第55条に定める定期事業者検査を実施すべき時期の区分を上限として、段階的に延長することとなっていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	7. 運転期間が13月を超える延長の場合には、当該延長に伴う許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した影響評価の結果が説明書に記載されていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
	8. 説明書に記載された燃料交換の間隔から定まる期間について、期間を変更した後においても発電用原子炉の安全性について許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針を満たしていること。	—	〔運転期間の延長は実施していないことから、該当なし〕	—
実用炉規則第92条第1項第8号ホ【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。	第6条	原子力発電安全委員会	有※
		第8条	原子力発電安全運営委員会	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
実用炉規則第92条第1項第9号【管理区域、保全区域及び周辺監視区域の設定等】	1. 管理区域を明示し、管理区域における他の場所と区別するための措置を定め、管理区域の設定及び解除において実施すべき事項が定められていること。	第105条の2	管理区域の設定・解除	—
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	—
	2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びそれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。	第106条	管理区域内における区域区分	—
		添付4	管理区域図（第105条の2および第106条関連）	—
	3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。	第107条	管理区域内における特別措置	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考	
4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。 5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。 6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びそれを遵守させる措置が定められていること。 7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。 8. 保全区域を明示し、保全区域についての管理措置が定められていること。 9. 周辺監視区域を明示し、業務上立ち入る者を除く者が周辺監視区域に立ち入らないように制限するために講ずべき措置が定められていること。 10. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。		第 108 条	管理区域への出入管理	—	—	
		第 108 条	管理区域への出入管理	—	—	
		第 109 条	管理区域出入り者の遵守事項	—	—	
		第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—	—	
		第 117 条	発電所外への運搬	—	—	
		第 110 条	保全区域	—	—	
		添付 5	保全区域図 (第 110 条関連)	—	—	
		第 111 条	周辺監視区域	—	—	
		第 118 条	請負会社の放射線防護	—	—	
		第 119 条	頻度の定義	—	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 10 号 【排気監視設備及び排水監視設備】	1. 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定等の放出管理に係る設備の設置及び機能の維持の方法並びにその使用方法が定められていること。	第 101 条	放射性液体廃棄物の管理	—	—	
		第 102 条	放射性気体廃棄物の管理	—	—	
2. これらの設備の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 18 号における施設管理に関する事項と併せて定められてもよい。また、これらの設備のうち放射線測定に係るものとの使用方法については、施設全体の管理方法の一部として、第 12 号における放射線測定器の管理及び放射線の測定の方法に関する事項と併せて定められてもよい。		—	[1. の記載箇所についての説明があり、保安規定には記載なし]	—	—	
		第 112 条	放射線業務従事者の線量管理等	—	—	
		第 2 条	基本方針	—	—	
		第 105 条	放射線管理に係る基本方針	—	—	
		第 113 条	床・壁等の除染	—	—	
		第 114 条	外部放射線に係る線量当量率等の測定	—	—	
		第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—	—	
実用炉規則第 92 条第 1 項第 11 号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	6. 核燃料物質等（新燃料、使用済燃料及び放射性固体廃棄物を除く。）の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）が定められていること。なお、この事項は、第 13 号又は第 14 号における運搬に関する事項と併せて定められていてよい。	第 116 条	管理区域外等への搬出および運搬	—	—	
		第 117 条	発電所外への運搬	—	—	

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文	変更有無	備考
	<p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関する事項については、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて（指示）」（平成20・04・21原院第1号（平成20年5月27日原子力安全・保安院制定（NISA-111a-08-1）））を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第14号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	－ 〔クリアランス規定は、採用していないため、保安規定に記載なし〕	－	－
		第100条の3 放射性廃棄物でない廃棄物の管理	－	－
		第100条の4 事故由来放射性物質の降下物の影響確認	－	－
		第104条 頻度の定義	－	－
		第105条の2 管理区域の設定・解除	－	－
		第106条 管理区域内における区分	－	－
		第109条 管理区域出入者の遵守事項	－	－
		第113条 床・壁等の除染	－	－
		第116条 管理区域外等への搬出および運搬	－	－
		添付3 重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	－
実用炉規則第92条第1項第12号 【放射線測定器の管理及び放射線の測定の方 法】	<p>1. 放射線測定器（放出管理用計測器及び放射線計測器を含む。以下同じ。）の種類、所管箇所、数量及び機能の維持の方法並びにその使用方法（測定及び評価の方法を含む。）が定められていること。</p> <p>2. 放射線測定器の機能の維持の方法については、施設全体の管理方法の一部等として、第18号における施設管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p>	第103条 放出管理用計測器の管理 第115条 放射線計測器類の管理	－ －	－ －
		－ 〔1.の記載箇所についての説明があり、保安規定には記載なし〕	－	－
実用炉規則第92条第1項第13号 【核燃料物質の受払、運搬、貯蔵等】	<p>1. 工場又は事業所内における新燃料の運搬及び貯蔵並びに使用済燃料の運搬及び貯蔵に際して、臨界に達しないようにする措置その他の保安のために講ずべき措置を講ずること、貯蔵施設における貯蔵の条件等が定められていること。</p> <p>2. 新燃料及び使用済燃料の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に関する事が定められていること。なお、この事項は、第11号又は第14号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>3. 燃料取替に際して、炉心の核的制限値及び熱的制限値の範囲内で運転するために取替炉心の安全性評価を許可を受けたところによる安全評価と同様に行った上で燃料装荷実施計画を定めること及び燃料移動手順に従うこと等が定められていること。なお、発電用原子炉の運転期間の設定に関する説明書において取替炉心ごとに管理するとした項目が、取替炉心の安全性評価項目等として定められていること。</p>	第94条 新燃料の運搬 第95条 新燃料の貯蔵 第98条 使用済燃料の貯蔵 第99条 使用済燃料の運搬 第94条 新燃料の運搬 第99条 使用済燃料の運搬 第97条 燃料の取替等	－ － － － － － － －	－ － － － － － － －
実用炉規則第92条第1項第14号 【放射性廃棄物の廃棄】	1. 放射性固体廃棄物の貯蔵及び保管に係る具体的な管理措置並びに運搬に関し、放射線安全確保のための措置が定められていること。	第100条の2 放射性固体廃棄物の管理	－	－

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
2. 放射性液体廃棄物の固型化等の処理及び放射性廃棄物の工場又は事業所の外への廃棄（放射性廃棄物の輸入を含む。）に関する行為の実施体制が定められていること。 3. 放射性固体廃棄物の工場又は事業所の外への運搬に関する行為（工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。）に係る体制が構築されていることが明記されていること。なお、この事項は、第11号及び第13号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。 4. 放射性液体廃棄物の放出箇所、放射性液体廃棄物の放出管理目標値及び基準値を満たすための放出管理方法並びに放射性液体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 5. 放射性気体廃棄物の放出箇所、放射性気体廃棄物の放出管理目標値を満たすための放出量管理方法並びに放射性気体廃棄物の放出物質濃度の測定項目及び頻度が定められていること。 6. 平常時の環境放射線モニタリングの実施体制（計画、実施、評価等）について定められていること。 7. A L A R Aの精神にのっとり、排気、排水等を管理することが定められていること。	第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—	—	
		輸入廃棄物の管理	—	—	
	第100条の2	放射性固体廃棄物の管理	—	—	
		放射性液体廃棄物の管理	—	—	
	第102条	放射性気体廃棄物の管理	—	—	
		平常時の環境放射線モニタリング	—	—	
	第2条	基本方針	—	—	
		放射性廃棄物管理に係る基本方針	—	—	
実用炉規則第92条第1項第15号 【非常の場合に講すべき措置】	1. 緊急時に備え、平常時から緊急時に実施すべき事項が定められていること。	第104条	頻度の定義	—	—
		第121条	原子力防災組織	—	—
		第122条	原子力防災要員	—	—
		第123条	原子力防災資機材等の整備	—	—
	2. 緊急時における運転に関する組織内規程類を作成することが定められていること。	第123条	原子力防災資機材等の整備	—	—
		第124条	通報経路	—	—
		第126条	通報	—	—
	4. 緊急事態の発生をもってその後の措置は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項の原子力事業者防災業務計画によることが定められていること。	第121条	原子力防災組織	—	—
		第127条	原子力防災体制等の発令	—	—
		第128条	応急措置	—	—
	5. 緊急事態が発生した場合は、緊急時体制を発令し、応急措置及び緊急時における活動を実施することが定められていること。	第129条	緊急時における活動	—	—
		第122条の2	緊急作業従事者の選定	—	—
		第129条の2	緊急作業従事者の線量管理等	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	8. 事象が収束した場合には、緊急時体制を解除することが定められていること。	第 130 条	原子力防災体制等の解除	—	—
	9. 防災訓練の実施頻度について定められていること。	第 125 条	原子力防災訓練	—	—
	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従って必要な活動を行わせること。特に、当該計画には、次に掲げる事項を含めること。	—	—	—	—
	イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	第 18 条	火災発生時の体制の整備	—	—
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	ロ 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 火山影響等発生時における非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時における代替電源設備その他の炉心を冷却するために必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止止するための対策に関すること。	第 18 条の 2 の 2	火山影響等発生時の体制の整備	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 8 号 イからハ関連】	—
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第 18 条、第 18 条の 2、第 18 条の 2 の 2、第 18 条の 3 および第 18 条の 3 の 2 関連）	【実用炉規則第 92 条第 1 項第 16 号 関連】	—
	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時における原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時における使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時における原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ⑤ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものを除く。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策（上記①から④までの対策に関することを含む。）に関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運転員等の防護に関すること。	第 18 条の 5	重大事故等発生時の体制の整備	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
		添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第 18 条の 5 および第 18 条の 6 関連）	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損壊（以下「大規模損壊」という。） ① 大規模損壊発生時における大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。	第 18 条の 6	大規模損壊発生時の体制の整備	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
	<p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等（原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。）発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	有※	※組織変更に伴う変更を反映し行為の実施者のみを変更
	(2) (1) に掲げる措置のうち重大事故等発生時又は大規模損壊発生時におけるそれぞれの措置に係る手順については、それぞれ次に掲げるとおりとすること。	—	[以下参照]	—	—
イ 重大事故等発生時	<p>① 許可を受けた対応手段、重要な配慮事項、有効性評価の前提条件となる操作の成立性に係る事項が定められ、定められた内容が重大事故等に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。</p> <p>② 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防ぐために最優先すべき操作等の判断基準の基本的な考え方が定められていること。</p> <p>原子炉格納容器の過圧破損の防止に係る手順については、格納容器圧力逃がし装置を設けている場合、格納容器代替循環冷却系又は格納容器再循環ユニットにより原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させる手順を、格納容器圧力逃がし装置による手順に優先して実施することが定められているとともに、原子炉格納容器内の圧力が高い場合など、必要な状況においては確実に格納容器圧力逃がし装置を使用することが定められていること。</p> <p>③ 措置に係る手順の優先順位や手順着手の判断基準等（②に関するものを除く。）については記載を要しない。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
ロ 大規模損壊発生時	定められた内容が大規模損壊に対し的確かつ柔軟に対処することを妨げるものでないこと。	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
	(3) 必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練に関すること。特に重大事故等又は大規模損壊の発生時における発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動を行う要員に対する教育及び訓練については、それぞれ毎年1回以上定期に実施すること及び重大事故等対処施設の使用を開始するに当たって必要な教育及び訓練をあらかじめ実施すること。	[(1)に同じ]	[(1)に同じ]	—	—
	(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡消火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第18条	火災発生時の体制の整備	—	—
		第18条の2	内部溢水発生時の体制の整備	—	—
		第18条の2の2	火山影響等発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第8号イからハ関連】	—
		第18条の3	その他自然災害発生時等の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第8号イからハ関連】	—
		第18条の3の2	有毒ガス発生時の体制の整備	—	—
		第18条の4	資機材等の整備	—	—
		第18条の5	重大事故等発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
		第18条の6	大規模損壊発生時の体制の整備	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25. 6. 19 制定、R2. 4. 1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考
		添付 2	火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
	<p>(5) その他必要な機能を維持するための活動を行うために必要な体制を整備すること。</p> <p>2. 重大事故等又は大規模損壊が発生した場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は発電用原子炉による災害を防止するために必要があると認めるとときは、組織内規程類にあらかじめ定めた計画及び手順にとらわれず、発電用原子炉施設の保全のための所要の措置を講ずることが定められていること。</p>	添付 3	重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）	【実用炉規則第92条第1項第16号関連】	—
実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	1. 発電用原子炉施設に係る保安に關し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。	第133条	記録	—	—
	2. 実用炉規則第67条に定める記録について、その記録の管理に關すること（計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。）が定められていること。	第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】	—
	3. 発電所長及び発電用原子炉主任技術者に報告すべき事項が定められていること。	第133条	記録	—	—
	4. 特に、実用炉規則第134条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に關する経営責任者の強い関与が明記されていること。	第134条	報告	—	—
	5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること。	第10条	原子炉主任技術者の職務等	—	—
		第134条	報告	—	—
		第14条	巡視点検	—	—
		第120条	施設管理計画	—	—
		第120条の2	設計管理	—	—
		第120条の3	作業管理	—	—
		第120条の6	原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期施設管理方針	—	—
		添付6	長期施設管理方針（第120条の6関連）	—	—

保安規定審査基準（実用炉） (H25.6.19 制定、R2.4.1 最終改正)		保安規定条文		変更有無	備考				
4. 実用炉規則第92条第1項第18号に掲げる発電用原子炉施設の施設管理に関することを変更しようとする場合（実用炉規則第82条第1項から第3項までの規定により長期施設管理方針を策定し、又は同条第4項の規定により長期施設管理方針を変更しようとする場合に限る。）は、申請書に実用炉規則第82条第1項、第2項若しくは第3項の評価の結果又は第4項の見直しの結果を記載した書類（以下「技術評価書」という。）が添付されていること。		—	〔手続きに関する事項であり保安規定には記載なし〕	—	—				
		添付6	長期施設管理方針 (第120条の6関連)	—	—				
		第120条の4	使用前事業者検査の実施	—	—				
5. 長期施設管理方針及び技術評価書の内容は、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策の実施ガイド」を参考として記載されていること。		第120条の5	定期事業者検査の実施	—	—				
		第96条	燃料の検査	—	—				
		第120条	施設管理計画	—	—				
6. 使用前事業者検査及び定期事業者検査の実施に関することが定められていること。									
	第120条の5	定期事業者検査の実施	—	—					
	第96条	燃料の検査	—	—					
7. 燃料体に関する定期事業者検査として、装荷予定の照射された燃料のうちから選定したものの健全性に異常がないことを確認すること、燃料使用の可否を判断すること等が定められていること。		第96条	燃料の検査	—	—				
実用炉規則第92条第1項第19号 【技術情報の共有】		第120条	品質マネジメントシステム計画	—	—				
実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】		第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】	—				
		第3条	品質マネジメントシステム計画	【実用炉規則第92条第1項第2号関連】	—				
		第1条	目的	—	—				
実用炉規則第92条第1項第21号 【その他必要な事項】		第1条	目的	—	—				
		第1条	目的	—	—				
		第1条	目的	—	—				

2. 保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定の記載内容

項目	説明内容
関連する実用炉規則	○「黒字」により、保安規定審査基準に関連する実用炉規則の内容を記載する。
保安規定審査基準	○「黒字」により、保安規定審査基準の内容を記載する
記載すべき内容	<p>○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。</p> <p>○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、保安規定の変更内容を記載する。</p>
記載の考え方	<p>○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>○社内規定文書（2次文書等）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。</p> <p>○保安規定及び社内規定文書（2次文書等）他に記載しない場合の考え方を記載する。</p>
該当規定文書	○該当する社内規定文書（2次文書等）を記載する。
記載内容の概要	○該当する社内規定文書（2次文書等）の具体的な記載内容を記載する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則 (保安規定)	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
第九十二条 法第四十三条の三の二十一第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする工場又は事業所ごとに、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。	実用炉規則第92条第1項第1号 【関係法令及び保安規定の遵守のための体制】			
一 関係法令(経営責任者の遵守のため)に関すること。	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制 第2条の2 「関係法令および本規定の遵守」 【実用炉規則第92条第1項第1号】 第3条 (品質マネジメントシステム計画) 【実用炉規則第92条第1項第2号】	・第2条の2および第3条の変更については、要領書、手順書その他の保安に関する文書の変更および遵守に係る委嘱ではなく、審査基準に影響なし。		
2. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の遵守のため)に関すること。	1. 関係法令及び保安規定の遵守のための体制(経営責任者の遵守のため)に関することは、保安規定に基づき、要領書、手順書その他の保安に関する文書について、重要度等に応じて定めるどもに、これを遵守することが定められていること。また、これらの文書の位置付けが明確にされていること。特に、経営責任者の積極的な関与が明記されていること。 2. 保安のための関係法令及び保安規定の遵守を確実に行うため、コンプライアンスに係る体制が確実に構築されていることが明確となっていること。	・関係法令および本規定の遵守 第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施すること(以下、本条において「コンプライアンス」という。)を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。 2. 社長は、以下の事項を実施する。 (1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。 (2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。	・コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名稱の変更を行う。 3. 原子力事業本部長は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させせる。 (1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。 (2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。 (3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。 (4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。	・コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名稱の変更を行う。 安全文化通過 ・コンプライアンス意識の向上のための活動に係る会議名稱の変更を行う。
二 品質マネジメントシステムに関すること(品質管理基準規則第五条第二号及び第三号において単に「手順書等」という。)の保安規定上の位置付けに関することを含む。)	実用炉規則第92条第1項第2号 【品質マネジメントシステム】			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
	1. 品質マネジメントシステム（以下「QMS」という。）について は、原子炉等規制法第43条の3の5第1項又は第43条の3の8第1項の許可（以下単に「許可」という。）を受けたところによるものであり、かつ、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈（原規規委第1912257号-2（令和元年12月25日原子力規制委員会決定））を踏まえて定められていること。	第3条（品質マネジメントシステム計画） 〔実用炉規則第92条第1項第2号〕（後述）にて整理	・第3条の変更について は、品質マネジメントシステムに係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	
	2. 具体的には、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組みについて、安全文化の育成及び維持の体制や手順書等の位置付けを含めて、発電用原子炉施設の保安活動に関する管理の程度が把握できるよう定められていること。また、その内容は、原子力安全に対する重要度に応じて、その適用の程度を合理的かつ組織の規模に応じたものとしているとともに、定められた内容が、合理的に実現可能なものであること。	第3条（品質マネジメントシステム計画） 〔実用炉規則第92条第1項第2号〕（後述）にて整理	・第3条の変更について は、保安活動の計画、実施、評価及び改善に係る組織及び仕組み等に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。	
	3. その際、要求事項を個別業務に展開する具体的な体制及び方法について明確にされていること。この具体的な方法について保安規定の下位文書も含めた文書体系の中で定める場合には、当該文書体系について明確にされていること。			

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
三 発電用原子炉施設の運転及び管理を行う者の職務及び組織と(次号に掲げるものを除く。)	実用炉規則第92条第1項第3号 【発電用原子炉施設の運転及び管理を行なう者の職務及び組織】	(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。 図4		
	1. 本店等における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。	<p>【本店】</p> <p>(※1)</p> <p>(※2)</p> <p>(以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合する。 ・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括 (土木建築) の名称を変更する。 ・原子力部門における品質マネジメントシステムとして、保安規定記載の職務内容を定める。 	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 (保安に関する職務)	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		該当規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載の考え方	
四 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに登用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	2. 工場又は事業所における発電用原子炉施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。 実用炉規則第92条第1項第4号、 5号、6号 【登用原子炉主任技術者の職務の範囲等】	第4条 (保安に関する組織) 〔実用炉規則第92条第1項第3号 (前述) にて整理 第5条 (保安に関する職務) 〔実用炉規則第92条第1項第3号 (前述) にて整理	・第4条および第5条の変更について、は、発電所の組織改正を実施しないことから、審査基準に影響なし。	
五 電気主任技術者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十三条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十三条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びに電気主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	六 ボイラー・タービン主任技術者（電気事業法第43条第一項に規定する主任技術者のうち同法第四十六条号又は第七号に掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）の職務の範囲及びその内容並びにボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる権限及び組織上の位置付けに関すること。	第3条 (品質マネジメントシステム計画) 〔実用炉規則第92条第1項第2号 (前述) にて整理 第5条 (保安に関する職務) 〔実用炉規則第92条第1項第3号 (前述) にて整理 第6条 (原子力安全管理委員会) 〔実用炉規則第92条第1項第8号ホ	・第3条、第5条、第6条の変更については、発電用原子炉主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査基準に影響なし。	
	2. 発電用原子炉主任技術者が保安の監督の業務を十分に果たすことができるようにするために、原子炉等規制法第43条の3の26第2項において準用する第42条第1項において規定する要件を満たすこととを含め、職務範囲及びその内容（発電用原子炉の運転に從事する者は、発電用原子炉主任技術者が保安のために行う指示に従うこと）について適切に定められていること。また、発電用原子炉主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第8条 (原子力安全管理委員会) 第9条 (原子炉主任技術者の職務) 第10条 (原子炉主任技術者の職務等) 〔変更なし〕		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	4. 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督の責務を十分に果たすことができるようにするために、電気事業法第43条第4項に規定する要件を満たすことを含め、職務範囲及びその内容について適切に定められていること。また、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者が保安の監督を適切に行う上で、必要な権限及び組織上の位置付けがなされていること。	第3条（品質マネジメントシステム計画） [実用炉規則第1項第2号（前述）にて整理 第8条（原子力発電安全運営委員会） 第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任技術者等） 〔変更なし〕	・第3条の変更について は、電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務範囲およびその内容を変更しないことから、審査基準に影響なし。	
	八 種電用原子炉施設の運転に関することであって、次に掲げるもののうち、発電用原子炉の運転を行う体制の整備に関する事項に当たつて確認すべき事項及び運転の操作に必要な事項 ハ 異状があつた場合の措置に関すること（第十五号に掲げるものを除く。）。	実用炉規則第92条第1項第8号イ 【発電用原子炉施設の運転に関する体制、確認すべき事項、異状があつた場合の措置等】		
	5. 地震、火災、有毒ガス（予期せず発生するものを含む。）等の発生時に講ずべき措置について定められていること。	（火山影響等発生時の体制の整備） 第18条の2 安全・防災室長は、火山現象による影響が発生するおそれがある場合は発生した場合（以下、「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動※1を行ふ体制の整備として、次の各号を含む計画を策定し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) 火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要なフィルタその他の資機材の配備 （中略） 6. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、火山現象に係る新たな知見等の収集、反映等を実施する。	・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。 ※1：火山影響等発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。	・原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力部門間ににおける品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
	(その他自然災害発生時等の体制の整備)	(その他自然災害発生時等の体制の整備) 第18条の3 安全・防災室長は、原子炉施設においてその他自然災害（「地震・津波および竜巻等」）をいう。以下、本条において同じ。)が発生した場合における原子炉施設の保全のための活動 ^{※1} を行う体制の整備として、次の各号を含む計画を作成し、所長の承認を得る。また、計画は、添付2に示す「火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置 (2) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練 (3) その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備 (中略)	・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括と原子力安全全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。 ・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。 ※1：その他自然災害発生時にを行う活動を含む（以下、本条において同じ）。	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 (計測および制御設備)	記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	<p>7. 発電用原子炉施設の重要な機能に關して、安全機能を有する系統及び機器、重大事故等対処設備(特定重大事故等対処施設を構成する設備を含む。)等について、運転状態に対応した運転上の制限(Limiting Conditions for Operation。以下「LCO」という。)、LCOを逸脱していないことの確認(以下「サーベイランス」という。)の実施方法及び頻度、LCOを逸脱した場合に要求される措置(以下単に「要求される措置」という。)並びに要求される措置の完了時間(Allowed Outage Time。以下「AOT」という。)が定められていること。</p> <p>なお、LCO等は、許可を受けたところによる安全解析の前提条件又はその他の設計条件を満足するよう定められていること。</p>	<p>第3.4条 次の計測および制御設備は、表3.4-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 原子炉保護系装置 (2) 工学的安全施設等作動計装 (3) 事故時監視計装 (4) ディーゼル発電機起動計装 (5) 中央制御室非常用循環系装置 (6) 中央制御室外原子炉停止装置 <p>2. 計測および制御設備が前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 原子燃料課長、発電室長、当直課長、電気保修課長および計装保修課長は、表3.4-2から表3.4-7に定める確認事項を実施する。また、原子燃料課長、電気保修課長および計装保修課長は、その結果を発電室長または当直課長に通知する。</p> <p>3. 当直課長は、計測および制御設備が第1項で定める運転上の制限を満足しないと判断した場合、表3.4-2から表3.4-7の措置を講じるとともに必要に応じ関係各課(室)長へ通知する。通知を受けた関係各課(室)長は、同表に定める措置を講じる。</p>	<p>・ 第3.4条の変更について では、記載の適正化であり サーベイランスの実施方 法及び頻度、要求される措 置並びに要求される措 置の完了時間に変更ではな く、審査基準に影響なし。</p>	<p>社内規定文書 記載内容の概要</p>

表3.4-1	項目	運転上の制限
	第1項で定める計測および制御設備	表3.4-2から表3.4-7に定める所 要チャネル数、系統数および機能がそ れぞれの適用モードにおいて動作可能 ※1であること

※1：本条における動作可能とは、当該計測および制御設備に期待されている機能が達成されている場合をいう。また、本条における動作不能とは、特に定めのある場合を除き、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力させている状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		<p style="text-align: center;">表3-4-2 原子炉保護系計装</p> <p>I. 例】</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) 原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合 (b) P-1 0 (出力領域中性子束) インターロック未満 (c) P-6 (中間領域中性子束) インターロック以上 (d) P-6 (中間領域中性子束) インターロック未満 (e) 原子炉トリップしや断器が開放されている場合 (f) P-7 (低出力原子炉トリップロック) インターロック以上 (g) P-8 (出力領域中性子束) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) トリップロック未満 (h) P-7 (低出力原子炉トリップロック) インターロック以上とP-8 (出力領域中性子束) インターロック未満 (i) P-1 3 (タービン低出力原子炉トリップロック) インターロック以上 (j) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合 (k) 原子炉格納容器内の燃料移動中の場合 		

機 能	運転状況		所定予定操作手順	所定予定操作手順を実現せしらべる操作手順		備 考	調 日	操 業	出 口
	運転モード	操作手順		条件	操作手順				
1. 原子炉保護系開閉	—	—	1. 原子炉保護系開閉 A	操作手順A: 1. 原子炉保護系開閉 A (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 A (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 A (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 A (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順A	実施する。
			2. 原子炉保護系開閉 B	操作手順B: 1. 原子炉保護系開閉 B (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 B (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 B (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 B (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順B	実施する。
			3. 原子炉保護系開閉 C	操作手順C: 1. 原子炉保護系開閉 C (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 C (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 C (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 C (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順C	実施する。
			4. 原子炉保護系開閉 D	操作手順D: 1. 原子炉保護系開閉 D (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 D (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 D (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 D (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順D	実施する。
			5. 原子炉保護系開閉 E	操作手順E: 1. 原子炉保護系開閉 E (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 E (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 E (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 E (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順E	実施する。
			6. 原子炉保護系開閉 F	操作手順F: 1. 原子炉保護系開閉 F (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 F (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 F (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 F (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順F	実施する。
			7. 原子炉保護系開閉 G	操作手順G: 1. 原子炉保護系開閉 G (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 G (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 G (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 G (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順G	実施する。
			8. 原子炉保護系開閉 H	操作手順H: 1. 原子炉保護系開閉 H (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 H (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 H (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 H (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順H	実施する。
			9. 原子炉保護系開閉 I	操作手順I: 1. 原子炉保護系開閉 I (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 I (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 I (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 I (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順I	実施する。
			10. 原子炉保護系開閉 J	操作手順J: 1. 原子炉保護系開閉 J (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 J (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 J (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 J (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順J	実施する。
			11. 原子炉保護系開閉 K	操作手順K: 1. 原子炉保護系開閉 K (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 K (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 K (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 K (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順K	実施する。
			12. 原子炉保護系開閉 L	操作手順L: 1. 原子炉保護系開閉 L (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 L (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 L (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 L (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順L	実施する。
			13. 原子炉保護系開閉 M	操作手順M: 1. 原子炉保護系開閉 M (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 M (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 M (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 M (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順M	実施する。
			14. 原子炉保護系開閉 N	操作手順N: 1. 原子炉保護系開閉 N (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 N (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 N (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 N (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順N	実施する。
			15. 原子炉保護系開閉 O	操作手順O: 1. 原子炉保護系開閉 O (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 O (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 O (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 O (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順O	実施する。
			16. 原子炉保護系開閉 P	操作手順P: 1. 原子炉保護系開閉 P (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 P (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 P (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 P (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順P	実施する。
			17. 原子炉保護系開閉 Q	操作手順Q: 1. 原子炉保護系開閉 Q (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 Q (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 Q (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 Q (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順Q	実施する。
			18. 原子炉保護系開閉 R	操作手順R: 1. 原子炉保護系開閉 R (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 R (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 R (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 R (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順R	実施する。
			19. 原子炉保護系開閉 S	操作手順S: 1. 原子炉保護系開閉 S (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 S (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 S (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 S (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順S	実施する。
			20. 原子炉保護系開閉 T	操作手順T: 1. 原子炉保護系開閉 T (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 T (停止モード)	6 時間	1. 原子炉保護系開閉 T (運転モード) 2. 原子炉保護系開閉 T (停止モード)	7月1日以降に、以下の操作手順を行なうこととする。	操作手順T	実施する。

※2：特に定める場合を除き、チャンネル・系統毎に個別の条件が適用される。

※3：モード1および2における原子炉トリップしや断器は、重大事故等対処設備を兼ねる。

※4：「正常な状態であることを確認」とは、定期事業者検査時の記録確認において、運転中に作業を実施した場合はその復旧状態の確認を行うことという（以下、本条において同じ）。

※5：モード1および2における手動原子炉トリップに必要な設備（原子炉トリップスイッチ）は、重大事故等対処設備を兼ねる。

（以下略）

第20条（停止余裕）から第33条（1/4 焦心出力偏差）
[変更なし]

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定	
		記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
	(重大事故等対処設備) 第 85 条 次の各号の重大事故等対処設備は、表 85-1 で定める事項を運転上の制限とする。	<p>(1) 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備</p> <p>(2) 1 次冷却系のフィードアンドブリードするための設備</p> <p>(3) 炉心注水をするための設備</p> <p>(4) 1 次冷却系の減圧をするための設備</p> <p>(5) 原子炉格納容器スプレイ等をするための設備</p> <p>(6) 原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備</p> <p>(7) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（注水）をするための設備</p> <p>(8) 蒸気発生器 2 次側による炉心冷却（蒸気放出）をするための設備</p> <p>(9) 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備</p> <p>(10) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止する等のための設備</p> <p>(11) 使用済燃料ピットの冷却等のための設備</p> <p>(12) 発電所外への放射性物質の放出を抑制するための設備</p> <p>(13) 重大事故等の収束に必要な水の供給設備</p> <p>(14) 電源設備</p> <p>(15) 計装設備</p> <p>(16) 中央制御室</p> <p>(17) 監視測定設備</p> <p>(18) 緊急時対策所</p> <p>(19) 通信連絡を行いうために必要な設備</p> <p>(20) その他の設備</p>	<p>・ 第 85 条の変更について では、記載の適正化であり サーベイランスの実施方 法及び頻度、要求される措 置並びに要求される措 置の完了時間に変更ではな く、審査基準に影響なし。</p>

表 85-1

運転上の制限

項目	運転上の制限
第 1 項で定める重大事故等対処設備	<p>(1) 表 85-2、表 85-1 2^{*1}、表 85-1 6、表 85-1 8 および表 85-2 0 に定める機能、系統数および所要数がそれぞれの適用モードにおいて動作可能であること</p> <p>(2) 表 85-3 から表 85-1 5^{*2}、表 85-1 7、表 85-1 9 および表 85-2 1 については、各表内に定める</p>

※1：85-1 2-3 が該当
 ※2：表 85-3 から表 85-1 5 のうち、表 85-1 2 については、8
 5-1 2-1、85-1 2 および 85-1 2-4 が該当
 ※3：可搬型設備の系統には、資機材等を含む。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則		保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		表 8.5-2 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備 8.5-2-1 原子炉出力抑制 (自動) ※1			

※1：本表における動作可能とは、当該計装および制御設備に期待されている機能が達成されている状態をいう。また、動作不能とは、点検・修理のために当該チャンネルもしくは論理回路をバイパスする場合または不動作の場合をいう。動作信号を出力している状態または誤動作により動作信号を出力している状態は動作可能とみなす。

※2：チャンネル・系統ごとに個別の条件が適用される。

※3：原子炉出力抑制（手動）機能に必要な設備（原子炉トリップスイッチ、主蒸気隔離弁、電動補助給水ポンプおよびタービン動補助給水泵）をいう。

※4：「動作可能であること」の確認は、対象設備の至近の記録等により行う。

※5：ATWS緩和設備に使用するチャンネルに限る。第 20 条（停止余裕）から第 33 条（1/4 戸心出力偏差）

（以下略）

第 35 条 (DNB 比) から第 84 条 (使用済燃料ヒットの推移および水温)
第 86 条 (1 次冷却系の耐圧・漏えい検査の実施) 「変更なし」

(特重施設を構成する設備)	第 8.5 条の 2 の変更について、記載の適正化でありサーベイランスの実施方法及び頻度、要求される措置並びに完了時間に影響はなく、審査基準に影響なし。
第 8.5 条の 2 3 号炉および 4 号炉について、次の各号の特重施設を構成する設備（以下、本条において「特重設備」という。）は、表 8.5 の 2-1 で定める事項を運転上の制限とする。	（以下略）

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
		記載すべき内容	記載すべき内容				
八 発電用原子炉施設の運転に関することであつて、次に掲げるもの ホ 発電用原子炉施設の運転の安全審査に関すること。	実用炉規則第92条第1項第8号ホ 【発電用原子炉施設の運転の安全審査】	1. 発電用原子炉施設の保安に関する重要な事項及び発電用原子炉施設の保安運営に関する重要な事項を審議する委員会の設置、構成及び審議事項について定められていること。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第11条関連） (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。 第8条（原子力発電安全委員会） 【変更なし】	(原子力発電安全委員会) 第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。 2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。 (1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更 (2) 原子炉施設保安規定の変更 (3) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第11条関連） (4) 本店所管の社内標準の制定および改正 (5) その他委員会で定めた事項 3. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）を委員長とする。委員長は、委員会の審議を主宰する。 4. 委員会は、委員長、各所長、各発電所の原子炉主任技術者に加え、委員長が指名した者で構成する。 第8条（原子力発電安全委員会） 【変更なし】	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。	原子力部門における品質マネジメントシステムに係る品質責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。		
十一 線量、線量当量、放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度の監視並びに汚染の除去に関すること。	実用炉規則第92条第1項第11号 【線量、線量当量、汚染の除去等】	9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。	添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連） 【実用炉規則第92条第1項第16号関連（後述）にて整理】	添付3の変更について は、汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置に係る変更ではなく、審査基準の影響なし。			
十六 設計想定事象、重大事故等又は大規模損壊に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置に関すること。	実用炉規則第92条第1項第16号 【設計想定事象等に係る発電用原子炉施設の保全に関する措置】	1. 許可を受けたところによる基本設計ないし基本的設計方針に則した対策が機能するよう、想定する事象に応じて、次に掲げる措置を講ずることが定められていること。 (1) 発電用原子炉施設の必要な機能を維持するための活動に関する計画を策定し、要員を配置するとともに、計画に従つて必要な活動を行わせること。特に、当					

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	該計画には、次に掲げる事項を含めること。	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		イ 火災 可燃物の管理、消防吏員への通報、消火又は延焼の防止その他消防隊が火災の現場に到着するまでに行う活動に関すること。	添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有害ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2関連） 3 火山影響等、降雪発生時 （中略）	・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。 ・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。（職務の変更はなし）	原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。
4 地 震	3. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、定期的に新たな知見が得られた場合の火山事象の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。		4. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見等の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合の耐震安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。 b. 波及的影響防止 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、4つの観点以外の新たな波及的影響の観点の抽出を実施する。 c. 地震観測および影響確認 (a) 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なもののに対して、地震観測等により振動性状の把握および土木設備・建築物の機能に支障のないことの確認を行うとともに、適切な観測を継続的に実施するために、必要に応じ、地震観測網の拡充を計画する。 (b) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子炉施設のうち安全上特に重要なものに対する振動性状の確認結果を受けて、その結果をもとに施設の機能に支障のないことを確認する。		原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。
5 津 波	5. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）および原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（土木建築）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たな知見が得られた場合、耐津波安全性に関する評価を行い、必要な事項を適切に反映する。				原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力安全部門統括と原子技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。 ・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名称を変更する。

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 (職務の変更はなし)	該当規定文書 記載内容の概要
	6 章 卷 (中略)	6. 7 その他関連する活動 (1) 原子力安全・技術部門統括（安全・原子力技術）は、以下の活動を実施することを社内標準に定める。 a. 新たな知見の収集、反映 原子力安全・技術部門統括（安全・原子力技術）は、定期的に新たな知見の確認を行い、新たに知見が得られた場合の竜巻の評価を行い、必要な事項を適切に反映する。		
	第18条（火災発生時の体制の整備） 〔変更なし〕	口 火山現象による影響（影響が発生するおそれを含む。以下「火山影響等」という。） ① 非常用交流動力電源設備の機能を維持するための対策に関すること。 ② ①に掲げるもののほか、火山影響等発生時ににおける代替電源設備その他の炉心を冷却するため必要な設備の機能を維持するための対策に関すること。 ③ ②に掲げるもののほか、火山影響等発生時に交流動力電源が喪失した場合における炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ開運(前述)にて整理] 添付2（火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準（第18条、第18条の2、第18条の3および第18条の3の2開運） [実用炉規則第92条第1項第16号開運(前述)にて整理]	・第18条の2の2および添付2の変更については、火山現象による影響に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。
	第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ開運(前述)にて整理]	ハ 重大事故に至るおそれのある事故（運転時、異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。）又は重大事故（以下「重大事故等」という。） ① 重大事故等発生時ににおける炉心の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ② 重大事故等発生時ににおける原子炉格納容器の破損を防止するための対策に関すること。 ③ 重大事故等発生時ににおける使用済燃料貯蔵設備に貯蔵する燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。 ④ 重大事故等発生時ににおける原子炉停止時の燃料体の著しい損傷を防止するための対策に関すること。	（重大事故等発生時の体制の整備） 第18条の5 社長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。 2. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、添付3「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に示す重大事故等発生時ににおける原子炉主任技術者の職務等について計画を定める。 8. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第1項の方針にに基づき、本店が行う支援に関する活動を行いう体制の整備として、次の各号を含む計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。 (1) 支援に関する活動を行うための役割分担および責任者の配置に関すること。 (2) 支援材の配備に関すること。	・原子炉施設の安全に係る品質保証規程 ・原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。
	第18条の2の2（火山影響等発生時の体制の整備） [実用炉規則第92条第1項第8号イからハ開運(前述)にて整理]	9. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第8項の計画にに基づき、本店が行う支援に関する活動を行いうための体制の整備を実施する。 10. 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、第9項の実施結果を踏まえ、第8項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	・原子炉施設の安全に係る品質保証規程 ・原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合して、保安規定記載の職務内容を定める。	

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定		社内規定文書 記載内容の概要	
		記載すべき内容 (以下略)		該当規定文書	
	故意による大型航空機の衝突 その他のテロリストによる特 定重大事故等対処施設を用い た対策（上記①から④までの 対策に関することを含む。）に 関すること。 ⑥ 発生する有毒ガスからの運 転員等の防護に関すること。	<p>1 重大事故等対策</p> <p>(1) 社長は、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産（設備等）保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す重大事故等発生時における原子炉主任技師者の職務等について、「安全管理通達」に定め、原子力事業本部長の承認を得る。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>(5) 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、(1)の方針に基づき、重大事故等発生時における本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の1・1項目および1・2項目を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行ったために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>1. 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備</p> <p>(1) 体制の整備</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、以下に示す本店対策本部の役割分担および責任者などを社内標準に定め、体制を確立する。</p> <p>(7) 原子力発電部門統括は、発電所における原子力防災体制の発令報告を受けた場合、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災体制を総合する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>(x) 本店対策本部原子力設備班長は、他の原子力事業者および原子力緊急態支援組織へ必要に応じて応援を要請し、技術的な支援が受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、原子力設備班を統括する。</p> <p>ウ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、重大事故等発生時に原子炉格納容器の設計圧力および温度に近い状態が継続する場合等、重大事故等発生後の中長期的な対応が必要となる場合に備えて、社内外の関係各所と連携し、適切かつ効果的な対応を検討できる体制を確立する。</p> <p>また、機能喪失した設備の保守を実施するための放射線量低減および放射性物質を含んだ汚染水が発生した際の汚染水の処理等の事態収束活動を円滑に実施するため、平時から必要な協力活動体制を維持して構築する。</p> <p style="text-align: right;">(中略)</p> <p>(3) 資機材の配備</p> <p>ア 各課（室）長は、重大事故の発生および拡大の防止に必要な措置、</p>	<p>記載の考え方 し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p> <p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p>		
	添付3（重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準（第18条の5および第18条の6関連）） (中略)				

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>アクセスルートの確保、復旧作業および支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を所定の保管場所に配備する。</p> <p>イ 原子力企画部門統括、原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）、原子力安全・技術部門統括（土木建築）および原発電部門統括は、支援等の原子炉施設の保全のために必要な資機材を配備する。</p> <p>1. 2 アクセスルートの確保、復旧作業および支援に係る事項</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 支援に係る事項</p> <p>安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、支援に係る事項について、以下の方針に基づき実施することを社内標準に定める。</p> <p>ア 安全・防災室長および原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、事故発生後7日間は継続して事故収束対応を維持できるよう、重大事故等対処設備、予備品および燃料等の手段を確保する。</p> <p>また、プラントメーカー、建設会社、協力会社およびその他の関係機関とは平時から必要な連絡体制を整備するなど協力関係を構築するとともに、あらかじめ重大事故等発生に備え協議および合意の上、外部からの支援計画を策定する。事故発生後、当社原子力防災組織が発足し協力体制が整い次第、プラントメーカーおよび建設会社からは設備の設計根拠および機器の詳細な情報、事故対策等の提供、協力会社からは、事故象徴予測および放射線影響予測等の評価結果の情報提供、事故収束および復旧対策等の評価結果の情報提供、協力会社からは、燃料供給会社からは燃料の供給および迅速な物資輸送を可能とするとともに、中長期的な物資輸送にも対応できるよう支援計画を策定する。</p> <p>イ 原子力安全・技術部門統括（原子力安全・技術）は、他の原子力事業者より、支援に係る要員の派遣、資機材の貸与および環境放射線モニタリングの支援を受けられるが、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援および提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられることができるように支援計画を策定する。</p> <p>さらには、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品および燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があつた場合の代替手段および燃料の確保を行い、継続的な重大事故対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受ける体制を確立する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服およびその他のお取扱いによる支給を確立する。</p> <p>(中略)</p> <p>1. 4 定期的な評価</p> <p>(1) 各課（室）長は、1・1項から1・3項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、(1)の活動の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画的評価を行うとともに、評価結果に基づき、より</p>	<p>・原子炉施設の安全に係る品質保証規程</p> <p>・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子力技術部門統括（土木建築）の名稱を変更する。</p> <p>・本店の組織改正に伴い、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。</p> <p>(職務の変更はなし)</p>	<p>記載すべき内容</p> <p>該当規定文書 記載内容の概要</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要
		<p>適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。</p> <p>(3) 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、1年以内に定期的に評価を行って、計画の見直しを行う。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電の安全に係る品質保証規程 ・原子力部門における品質マネジメントシステムに係る責任と権限として、保安規定記載の職務内容を定める。
		<p>ニ 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉施設の大規模な損傷(以下「大規模損壊」という。)</p> <p>① 大規模損壊発生時に大規模な火災が発生した場合における消火活動に関すること。</p> <p>② 大規模損壊発生時における炉心の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>③ 大規模損壊発生時における原子炉格納容器の破損を緩和するための対策に関すること。</p> <p>④ 大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること。</p> <p>⑤ 大規模損壊発生時における放射性物質の放出を低減するための対策に関すること。</p> <p>⑥ 重大事故等(原子炉建屋への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによるものに限る。)発生時における特定重大事故等対処施設を用いた対策に関すること。</p>	<p>(大規模損壊発生時の体制の整備) (中略)</p> <p>5. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、大規模損壊発生時ににおける本店が行う支援に関する活動を行いう体制の整備について計画を策定する。また、計画は、添付3に示す「重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準」に従い策定する。</p> <p>6. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第5項の計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行いうために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>7. 原子力安全・技術部門統括(原子力安全・技術)は、第6項の実施内容を踏まえ、第5項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必要な措置を講じる。 (以下略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力技術部門統括を統合し、各部門統括の職務も統合した記載に変更した。
				<p>添付3 (重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5および第18条の6開運)) (中略)</p> <p>2. 大規模な自然災害または故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応における事項</p> <p>(1) 社長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備にあたって、財産・設備等)保護よりも安全を優先することを方針として定める。</p> <p>(2) 安全・防災室長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2・1項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。 また、各課(室)長は、計画に基づき、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行いうために必要な体制の整備を実施する。</p> <p>(3) 各課(室)長は、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の2・2項に示す手順を整備</p>

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書 記載内容の概要	社内規定文書 記載内容の概要
	原子炉施設保安規定	し、2・1(1)の要員にこの手順を遵守させる。 (4) 原子力安全・技術部門統括 (原子力安全・技術) は、本店が行う支援に関する活動を行う体制の整備として、次の2・1項を含む計画を策定するとともに、計画に基づき、本店が行う支援に関する活動を行うために必要な体制の整備を実施する。	・本店の組織改正に伴い、原子力安全部門統括と原子力安全部門統括と各部門統括の職務も統合した記載に変更した。	原子力発電の安全に係る品質保証規程	・原子力システムにおける品質マネジメントとして、保安規定記載の職務内容を定める。
2・1 体制の整備、教育訓練の実施および資機材の配備 安全・防災室長および技術部門統括 (原子力安全・技術) は、大規模損壊発生時の体制について、以下に示すとおり、組織が最も有効に機能する通常の発電所対策本部の体制を基本としつつ、通常とは異なる対応が必要となる状況においても流動性を持って対応できることなどを社内標準に定め、体制を確立する。 また、重大事故等を超えるような状況を想定した大規模損壊発生時の対応手順にしたがって活動を行うことを前提とし、中央制御室が機能喪失するような通常とは異なる体制で活動しなければならない場合にも対応できるよう教育訓練を実施し、体制を確立する。	(1) 体制の整備 ウ 支援体制の確立 (中略)	(i) 外部支援体制の確立 原子力安全・技術部門統括 (原子力安全・技術) は、他の原子力事業者および原子力緊急事態支援組織へ応援要請し、技術的な支援が受けられる体制を確立する。 また、協力会社より現場作業や資機材輸送等に係る支援要員の派遣を要請できる体制、プラントメーカーおよび建設会社による技術的支援を受けられる体制を確立する。 (2) 定期的な評価 各課(室)長は、2・1項および2・2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括 (原子力安全・技術) は、2・1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。	・各課(室)長は、2・1項および2・2項の活動の実施結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき必要な措置を講じ、安全・防災室長に報告する。 安全・防災室長は、(1)の評価結果を取りまとめ、1年に1回以上定期的に計画の評価を行ふとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。 (3) 原子力安全・技術部門統括 (原子力安全・技術) は、2・1項の実施内容を踏まえ、1年に1回以上定期的に評価を行うとともに、評価結果に基づき、より適切な活動となるよう必要に応じて、計画の見直しを行う。	第18条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第8号からへ闇連 (前述) にて整理] 第18条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第8号からへ闇連 (前述) にて整理] 第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理] 第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理] 添付2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2闇連) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理]	・第18条の2の2、第18条の3、第18条の5、第18条の6、添付2および添付3の変更については、必要な機能を維持するために必要な活動を行うためにはなく、審査基準に影響なし。
		(4) 必要な機能を維持するための活動を行うために必要な電源車、消防自動車、化学消防自動車、泡沫火薬剤、消火ホース、照明器具、無線機器、フィルターその他の資機材を備え付けること。	第18条の2の2 (火山影響等発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第8号からへ闇連 (前述) にて整理] 第18条の3 (その他自然災害発生時等の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第8号からへ闇連 (前述) にて整理] 第18条の5 (重大事故等発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理] 第18条の6 (大規模損壊発生時の体制の整備) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理] 添付2 (火災、内部溢水、火山影響等、自然災害および有毒ガス発生時の対応に係る実施基準 (第18条、第18条の2、第18条の2の2、第18条の3および第18条の3の2闇連) [実用炉規則第92条第1項第16号闇連 (前述) にて整理]		

保安規定審査基準の要求事項に対する保安規定への記載内容

関連する実用炉規則	保安規定審査基準	原子炉施設保安規定 記載すべき内容	該当規定文書 記載内容の概要
		添付3(重大事故等および大規模損壊対応に係る実施基準(第18条の5 および第18条の6関連)) [実用炉規則第92条第1項第16号関連] 第18条(火災発生時の体制の整備) 第18条の2(内部溢水発生時の体制の整備) 第18条の3の2(有毒ガス発生時の体制の整備) 第18条の4(資機材等の整備) [変更なし]	
十七 発電用原子炉施設に係る保安(保安規定の遵守状況を含む。)に関する適正な記録及び報告(第百三十四条各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるもののが発生した場合の経営責任者への報告を含む。)に関すること。	実用炉規則第92条第1項第17号 【記録及び報告】	第3条(品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号関連] 〔前述〕にて整理 第133条(記録) [変更なし]	・第3条の変更について は、必要な記録の作成および管理に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。
二十 不適合(品質管理基準規則第二条第二項第二号に規定するものをいう。以下この号及び第三項第二十号において同じ。)が発生した場合における当該不適合に関する情報の公開に関すること。	実用炉規則第92条第1項第20号 【不適合発生時の情報の公開】	第3条(品質マネジメントシステム計画) [実用炉規則第92条第1項第2号関連] 〔前述〕にて整理	・第3条の変更について は、不適合が発生した場合の公開基準に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。
		1. 発電用原子炉施設の保安の向上を図る観点から、不適合が発生した場合の公開基準が定められていること。 2. 情報の公開に關し、原子力施設情報公開ライブリーラーへの登録等に必要な事項が定められていること。	・第3条の変更について は、原子力施設情報公開ライブリーラーへの登録等に必要な事項に係る変更ではなく、審査基準に影響なし。

高浜発電所原子炉施設保安規定

上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

目 次

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針
2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明
3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

1. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載方針

設置変更許可申請書の記載内容から保安規定に記載すべき内容を整理するに当たっては、保安規定変更に係る基本方針を受け、以下の方針により記載する。

（1）保安規定変更に係る基本方針の内容（抜粋）

1. はじめに

設置変更許可申請書で確認された原子炉施設の安全性が、運転段階においても継続して確保されることを担保するために必要な事項を保安規定に要求事項として規定

2.2.1 保安規定に記載すべき事項

保安規定に法令等へ適合することを確認した内容の行為者及び行為内容を定める

（2）保安規定の記載方針

上述の「保安規定変更に係る基本方針」を受け、具体的には、以下の方針で記載する。

- ① 設置許可本文は、規制要求事項であるため、設置許可本文のうち運用に係る事項について実施手段も含めて網羅するように保安規定に記載する。
ただし、例示や多様性拡張設備等に相当する部分の記載は任意とする。
- ② 設置許可の添付書類は、直接の規制要求ではないが、(1) 項の基本方針に沿って、要求事項に適合するための行為内容の部分は保安規定に記載し、実施手段に相当する部分は必要に応じて 2 次文書他に記載する。
また、2 次文書他に記載するものについてはその理由を明確にする。
- ③ 保安規定の記載にあっては、保安規定本文には保安規定審査基準にて要求されている内容に応じた記載（行為内容の骨子）とし、具体的な行為内容は、保安規定添付 2 および添付 3 に記載する。
- ④ 設置許可本文、添付書類の図、表は、法令等へ適合することを確認した内容の行為者および行為内容に係る部分を保安規定に添付する。
ただし、同図、表の内容が保安規定に記載されている場合は任意とする。

2. 保安規定の記載方針フォーマットの説明

項目	説明内容
設置変更許可申請書 【本文】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（本文）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
設置変更許可申請書 【添付書類】	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、設置変更許可申請書（添付書類）の内容を記載する。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、変更申請箇所のうち、保安規定および関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。 ○「<u>緑字（緑下線）</u>」により、変更申請箇所のうち、関連する社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容を明確にする。
原子炉施設保安規定	記載すべき内容
	<ul style="list-style-type: none"> ○「黒字」により、保安規定に記載すべき内容を記載する。 また、記載に当たっては、文書の体系がわかる範囲で記載する。 ○「<u>黒字（赤下線）</u>」により、変更申請箇所を明確にする。 ○「<u>青字（青下線）</u>」により、要求事項を実施する行為者を明確にする。
社内規定文書	記載の考え方
	<ul style="list-style-type: none"> ○保安規定に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○社内規定文書（2次文書）に記載すべき内容の記載の考え方を記載する。 ○保安規定及び社内規定文書（2次文書）他に記載しない場合の考え方を記載する。
	該当規定文書
	<ul style="list-style-type: none"> ○該当する社内規定文書（2次文書）を記載する。
	記載内容の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ○関連する社内規定文書（2次文書）の具体的な記載内容を記載する。

3. 上流文書（設置変更許可申請書）から保安規定への記載内容

上流文書（設置変更許可申請書）	保安規定対象条文
本文十一号	第2条の2、第4条、第5条

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類）	原原子炉施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方 記載内容の概要
2020.4.1届出	【記載なし】	(関係法令および本規定の遵守) 第2条の2 第3条に基づく保安活動を実施すること(以下、本条において「コンプライアンス」という。)を確実にするため、コンプライアンス意識の向上のための活動を以下のとおり実施する。	該当規定文書 記載内容
十一、発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項を以下のとおりとする。 (中略)	5. 経営責任者等の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持つ品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことによって実証する。 (中略) (6) <u>関係法令を遵守することその他の原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</u>	<p>2. 社長は、以下の事項を実施する。</p> <p>(1) コンプライアンスを確実にするための方針を定める。また、必要に応じてその見直しを行う。</p> <p>(2) 原子力事業本部長を指揮し、次項(2)の評価結果について報告を受け、必要な指示を行う。</p> <p>3. <u>原子力事業本部長</u>は、前項(1)の方針に基づき、次の各号に従い、コンプライアンス意識の向上のための活動を統括する。また、原子力部門コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施させる。</p> <p>(1) コンプライアンス意識の向上のための活動の計画を毎年度策定し、必要に応じてその見直しを行う。また、第4条(保安に関する組織)の組織にその活動を実施させる。</p> <p>(2) (1)に定めた計画の実施状況を評価する。</p> <p>(3) (1)に定めた計画に基づき、(2)の評価結果を社長に報告し、社長からの指示を受ける。</p> <p>(4) (2)の評価結果と(3)の社長からの指示を計画に反映する。</p> <p>4. 第4条(保安に関する組織)の組織は、第3項の計画に基づき、コンプライアンス意識の向上のための活動を実施する。</p>	<p>・コンプライアンス意識向上のための活動に係る年度計画および年度結果評価を含む事項を審議する会議について、保安規定記載の会議名称に変更を行う。</p>

設置変更許可申請書（本文）	設置変更許可申請書（添付書類）	原子弹施設保安規定 記載すべき内容	記載の考え方	該当規定文書	社内規定文書 記載内容の概要
2020.4.1届出		<p>施設の土木設備、建築物に係る設計・保全（原子力発電部門統括が所管する業務を除く。）に関する技術的業務を統括する（その他自然災害発生時等の体制の整備に関する業務を含む）。</p> <p>（8）<u>原子力発電部門統括</u>は、原子力発電および原子燃料サイクルの品質保証活動、原子力発電所の運転保守、放射線管理、放射性廃棄物管理、原子力発電施設の設計・保全に関する業務ならびに高経年対策に関する技術的業務を統括する。</p> <p>（9）原子燃料部門統括は、原子燃料サイクル（原子燃料サイクル室長所管業務を除く。）に関する業務を統括する。</p> <p>（10）調達本部長は、調達先管理、契約および貯蔵品管理に関する業務を行う。</p> <p>（11）原子燃料サイクル室長は、原子燃料サイクルの契約に関する業務を行う。</p> <p>（12）総務室長は、「原子力発電の安全に係る品質保証規程」の制定・改修を所管することとともに、社印の管理に関する業務を行う。</p> <p>（13）土木建築室長は、原子力部門に係る土木設備、建築物の改良および修繕に関する業務を行う。</p> <p>（14）環境モニタリングセンター所長は、環境放射能に係るデータの収集、分析および評価にに関する業務を行う。</p> <p>（15）第1項（6）から（9）、（13）に定める各職位の職務には、その職務の範囲における設計および工事に関する業務を含む。</p> <p>（16）各職位は、第3条8、2、4項で要求される使用前事業者検査等における独立性を確保するために必要な場合は、本項の職務の内容によらず、当該検査実施責任者の業務を実施することができる。</p> <p>（17）第1項（5）から（14）に定める各職位は、所属員を指示・指導し、所管業務を遂行する。また、各所属員は、その指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>（18）その他関係する部門は、別途定められた「職制規程」に基づき所管業務を遂行する。</p>	<p>原子力技術部部門統括（土木建築）の名称を変更する。（職務の変更はないし）</p> <p>・本店の組織改正に伴い、原子燃料部門統括が所管している原子燃料サイクルに関する品質保証活動業務について、原子力発電部門統括へ移管するよう記載を変更した。</p> <p>（原子燃料部門統括が所管していた当該職務については削除した）</p>	<p>原子力発電の安全に係る品質保証規程</p>	<p>・原子力部門における責任と権限として、 保安規定記載の職務内容を定める。</p>